

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	上尾市愛宕三丁目一七九一番二地先から同市愛宕三丁目一八〇六番一地先まで
供用開始の期日	令和六年三月一日
備考	令和四年六月十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九九・六〇メートル